

事業所の給与事務ご担当者様へ

綾町町民課長

(公印省略)

給与支払報告書の提出について（お願い）

平素より本町の税務行政にご理解とご協力を賜り厚く感謝申し上げます。

さて、地方税法第 317 条の 6 第 1 項の規定により、給与支払報告書を給与受給者の居住市町村長(令和 7 年 1 月 1 日現在)に提出しなければなりません。令和 6 年分につきましても、以下の内容にご注意いただいて令和 7 年 1 月 31 日(金)までにご提出くださいますようよろしくお願いいたします。なお、関係事務委託している場合は、同封の総括表等を関与税理士事務所にお届けください。

また、地方税ポータルシステム「eLTAX(エルタックス)」により給与支払報告書が提出できます。その場合、書面の提出は必要ありません。

【対象者】令和 7 年 1 月 1 日現在、綾町に住所を有する方

令和 6 年 1 月 1 日から令和 6 年 12 月 31 日までの 1 年間に支払われたすべての給与等について給与支払報告書を提出してください。

※パート、アルバイト、乙欄該当者、年末調整未済の方、退職された方、役員報酬、確定申告される予定の方等についてもご提出をお願いいたします。

【注意事項】

- ① 総括表に記載した報告人員数と個人別明細書の提出枚数が一致するよう確認してください。
- ② 給与支払報告書提出後、訂正が生じた場合は、総括表及び給与支払報告書の右上に「訂正分」と朱書きして、再度提出してください。
- ③ 給与支払報告書提出後に退職・休職・転勤等が生じ、特別徴収ができなくなった場合は、「給与支払報告に係わる給与所得者異動届出書」を令和 7 年 4 月 11 日(金)までに提出してください。
- ④ 給与支払報告書(個人別明細書)の詳しい書き方については、「給与所得の源泉徴収票等の法定調書の作成と提出の手引き」(国税庁 HP)をご確認ください。

チェック項目	チェック欄
令和 7 年 1 月 1 日現在の住所は綾町であるか。	
平成 21 年 1 月 2 日以降に生まれた方を「16 歳未満の扶養親族」欄に記載しているか。	
平成 14 年 1 月 2 日～平成 18 年 1 月 1 日に生まれた方を「特定」欄に記載しているか。	
昭和 30 年 1 月 1 日以前に生まれた方を「老人」として処理しているか。	
控除額の内訳と合計額が一致しているか。	
支払金額に前職分を合算している場合、摘要欄に前職の「事業所名」「給与収入」「社会保険料」を記載しているか。また、普通徴収の場合は略号(後述)を記載しているか。	
障害者控除の適用がある場合、摘要欄に対象者氏名(例：氏名「普通障害〇級」)の記載はあるか。	
令和 6 年中の就職/退職者については、就職/退職日を記入しているか。	
住宅ローン控除(住宅借入金等控除)を適用される方は、「住宅借入金等特別控除の額」及び「住宅借入金等特別控除可能額」「居住開始年月日」等必要事項の記載があるか。	
パート・アルバイト・退職者等の方の分も作成してあるか。	
受給者や被保険者のマイナンバー(個人番号 12 桁)を記載してあるか。	

【所得税の定額減税】

所得税の定額減税は、令和6年6月1日以後に支払われる給与等に対する源泉徴収税額からその時点の定額減税額を控除（月次減税）した上で、年末調整の際にその時点の定額減税に基づいて積算（年調減税）する方法で行われます。

① 年末調整をした給与等の場合

実際に控除した年調減税額	源泉徴収時所得税減税控除済額 〇〇〇円
年調減税額のうち年調所得税額から控除しきれなかった金額	控除外額 〇〇〇円 ※控除しきれなかった金額がない場合…「 <u>控除外額0円</u> 」
合計所得金額が1,000万円超の方で、同一生計配偶者を年調減税額の計算に含めた場合	非控除対象配偶者減税有 ※同一生計配偶者が障害者、特別障害者又は同居特別配偶者に該当する場合「 <u>減税有</u> 」のみ記載してください。

※概要欄への記載の当たっては、定額減税に関する事項を最初に記載するなど、書き切れないことの無いようにしてください。

② 年末調整をしない給与等の場合

令和6年分所得税の定額減税の関する事項の記載は不要です。

※令和6年6月1日以後に受給者が退職し、年末調整をしなかった場合には、再就職先での年末調整又は確定申告で最終的な定額減税の清算を行います。

【提出書類】

① 給与支払報告書（総括表）

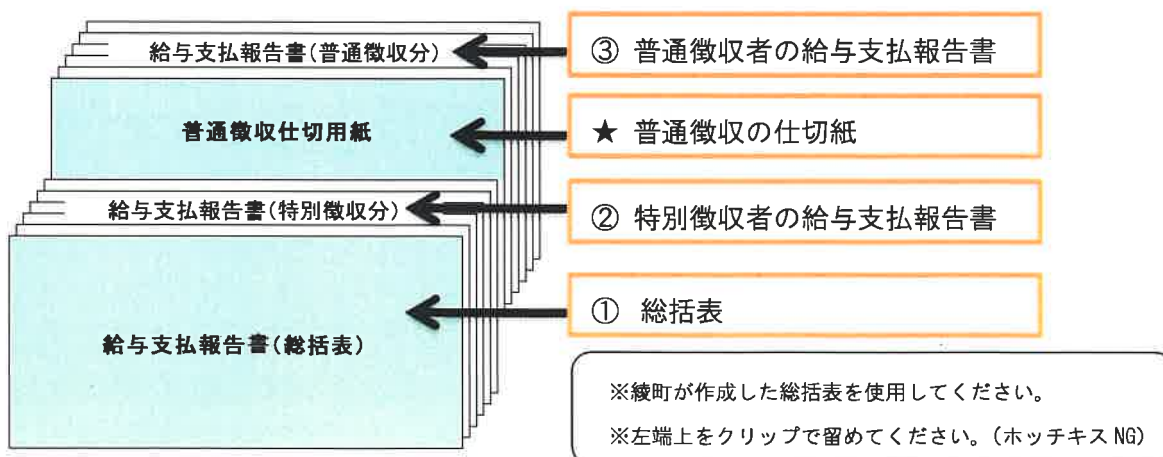
綾町作成の総括表は事業所毎に指定番号を付しておりますので、必ず提出してください。事業所で作成された総括表で提出する場合でも、綾町作成の総括表を同封してください。

②③ 給与支払報告書（個人別明細書 特徴/普徴）

1人につき1枚提出してください。（副本は不要です。）

※法令に基づき、受給者はすべて特別徴収となりますが、特別徴収できない受給者がいる場合に限り、普通徴収となります。該当する方がいる場合、普通徴収になった理由を摘要欄に記入してください。また、特別徴収と普通徴収の間に★普通徴収の仕切紙を封入してください。

略号	理由（下記6項目以外の理由は不可）
普A	常時2人以下の家事使用人（事業に従事していない者）
普B	他の事業所で特別徴収されている者（例：乙欄適用者）
普C	給与が少額で税額を引ききれない者
普D	給与の支払いが不定期な者（例：給与の支払いが毎月でない）
普E	白色事業専従者（個人事業主のみ対象）
普F	休職・産休・育休者等、または退職者及び令和7年5月末日までの退職予定者



令和7年度(6年分) 給与支払報告書 (総括表)

令和	年	月	日	提出	※	※
綾町長 様				※	※	※

※の欄は記入しないでください。

事業種目	受給者				名
給与支払者の個人番号又は法人番号					特別徴収できない受給者
給与支払者郵便番号	※				① 常時2人以下の家事使用人
(フリガナ)					② 他事業所で特別徴収・乙欄該当者
給与支払者所在地(住所)					③ 給与の支払期間が毎月ではない(不定期)
(フリガナ)					④ R7.5.31までの退職又は退職予定者
名称(氏名)					特別徴収者(①~④以外)⑤
代表者の職氏名印				印	合計(①~⑤)
会計事務所等の名称				内線()	名
連絡者の氏名並びに電話番号				係 氏名	
電話				内線()	
※ 九州以外の事業所で郵便振替用紙を希望する ・ しない					

* 名称や所在地等に変更がある場合は、朱書き訂正後、提出してください。

様

令和7年度給与支払報告書(総括表)の提出について (お願い)

このことにつきましては毎年格別のご協力を賜り厚くお礼申しあげます。
令和6年分につきましては、令和7年1月末日(休日の場合は翌日)までに、この総括表の所定事項をご記入のうえ、給与支払報告書に添えて提出していただきますようお願いいたします。(事業所名、住所の変更は朱書きしてください。)
なお、関係事務委託の場合はこの総括表を関与税理士事務所にお届けください。

※ 綾町への提出について

- (1) 必ず、この総括表を使用してください。
- (2) 令和7年1月1日において、綾町に住所を有する「給与の支払を受ける者」(以下「受給者」といいます。)の給与支払報告書(個人別明細書)を「総括表」に添えて、1月末日(休日の場合には翌日)までに必ず提出してください。
- (3) 該当者がいない場合は、破棄していただいて構いません。
- (4) 特別徴収できない受給者以外は、全員特別徴収となります。特別徴収できない受給者がいる場合には、特別徴収する人と特別徴収できない人を分けて提出してください。
- (5) 給与支払報告書を提出した受給者について、退職・転職等があった場合は、その翌月10日までに必ず「給与支払報告に係る給与所得者異動届出書」を提出してください。

連絡先
〒880-1392
宮崎県東諸県郡綾町大字南俣515番地
綾町役場 税務係
町民課 電話 0985-77-1113 (直通)

50 - ()
↑ 指定番号を記載してください

普通徴収

町県民税を個人で納入する人

() 人